

○資料

定義〈職員のみとまりごと〉

…職種、資格、任用形態等の要素に基づく職員のみとまりであって、当該のみとまりに属している職員について、他ののみとまりに属している職員とは異なる人事の事務を行うことを予定して設定しているものを言う。…

上記の趣旨を鑑み、佐伯市では〈職員のみとまり〉を以下のとおりとする。

区分
一般事務職
保育士
栄養士
幼稚園教諭
保健師
看護師
消防職
海事職
医療職

1. 女性職員の採用割合、職員の女性割合<職員のまとりごと>

○新規採用職員

○全正規職員

【R7.04.01】 (単位:人、%)

区 分	総数	うち女性	女性割合
一般事務職	20	12	60.0
保育士・幼稚園教諭	0	0	0.0
栄養士	1	1	100.0
幼稚園教諭	0	0	0.0
保健師	1	1	100.0
看護師	0	0	0.0
消防職	4	0	0.0
海事職	0	0	0.0
医療職	0	0	0.0
計	26	14	53.8

【R7.05.01】 (単位:人、%)

区 分	総数	うち女性	女性割合
一般事務職	619	151	24.4
保育士	45	45	100.0
栄養士	4	4	100.0
幼稚園教諭	9	9	100.0
保健師	26	25	96.2
看護師	1	1	100.0
消防職	123	1	0.8
海事職	0	0	0.0
医療職	1	0	0.0
計	828	236	28.5

* 上記総数には市長、副市長、教育長は含まれていません。

○会計年度任用職員(市長部局)

【R7.04.01】 (単位:人、%)

区 分	総数	うち女性	女性割合
一般事務職員	140	98	70.0
医療技術員	1	1	100.0
看護師	6	6	100.0
助産師	1	1	100.0
保健師	3	3	100.0
管理栄養士	4	4	100.0
技能労務職	0	0	0.0
保育士	41	41	100.0
調理員	19	19	100.0
その他	89	35	39.3
計	304	208	68.4

○会計年度任用職員(教育委員会部局)

【R7.04.01】 (単位:人、%)

区 分	総数	うち女性	女性割合
一般事務職員	29	27	93.1
栄養士	1	1	100.0
調理員	0	0	0.0
教員・講師	58	50	86.2
図書館職員	8	8	100.0
その他	51	18	35.3
計	147	104	70.7

1-2. 採用試験の受験者の女性割合

○新規採用職員

【R6年度に実施した採用試験】 (単位:人、%)

区 分	総数	うち女性	女性割合
一般事務職	93	44	47.3
保育士・幼稚園教諭	0	0	0.0
栄養士	7	6	85.7
幼稚園教諭	0	0	0.0
保健師	3	3	100.0
看護師	0	0	0.0
臨床心理士	2	2	100.0
社会福祉士	3	0	0.0
消防職	20	1	5.0
海事職	0	0	0.0
医療職	0	0	0.0
土木技術職	2	1	50.0
建築技術職	2	0	0.0
電気技術職	0	0	0.0
計	132	57	43.2

2. 継続勤務年数の割合<職員のまとまりごと>

【R7.05.01】 (単位:上段は人、下段は%)

区 分		5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	25～30年未満	30～35年未満	35～40年未満	40～45年未満	計
一般事務職	職員数	78	107	37	17	114	106	97	57	6	619
	割合	12.6	17.3	6.0	2.7	18.4	17.1	15.7	9.2	1.0	100.0
保育士	職員数	0	18	8	5	10	2	2	0	0	45
	割合	0.0	40.0	17.8	11.1	22.2	4.4	4.4	0.0	0.0	100.0
栄養士	職員数	1	1	1	0	0	1	0	0	0	4
	割合	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
幼稚園教諭	職員数	0	1	0	2	2	0	3	0	1	9
	割合	0.0	11.1	0.0	22.2	22.2	0.0	33.3	0.0	11.1	100.0
保健師	職員数	4	4	1	2	7	7	0	1	0	26
	割合	15.4	15.4	3.8	7.7	26.9	26.9	0.0	3.8	0.0	100.0
看護師	職員数	0	0.0	0	0	0	0	0	1	0	1
	割合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
消防職	職員数	9	13	37	16	4	6	25	8	5	123
	割合	7.3	10.6	30.1	13.0	3.3	4.9	20.3	6.5	4.1	100.0
海事職	職員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療職	職員数	0	0	1	0	0	0	0	0.0	0.0	1
	割合	0	0.0	100	0	0	0	0	0.0	0.0	100.0
計	職員数	92	144	85	42	137	122	127	67	12	828
	割合	11.1	17.4	10.3	5.1	16.5	14.7	15.3	8.1	1.4	100.0

○平均した継続勤務年数の男女差<職員のまとまりごと>

【R7.05.01】 (単位:人、年)

区 分		職員数	平均継続勤務年数
一般事務職	男性	468	21.3
	女性	151	16.4
保育士	男性	0	0.0
	女性	45	14.2
栄養士	男性	0	0.0
	女性	4	11.3
幼稚園教諭	男性	0	0.0
	女性	9	25.3
保健師	男性	1	1.1
	女性	25	18.5
看護師	男性	0	0.0
	女性	1	35.3
消防職	男性	122	19.3
	女性	1	12.0
海事職	男性	0	0.0
	女性	0	0.0
医療職 (県からの派遣医師)	男性	1	13.0
	女性	0	0.0
合 計	男性	592	20.9
	女性	236	16.5
	計	828	19.6

3. 超過勤務の状況(月平均時間)

【令和6年度】 ※消防署除く

(単位:時間)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総超過勤務時間	7,112	4,797	4,648	3,906	8,208	5,163	5,696	5,103	3,339	4,318	4,393	5,879	62,562
超過勤務職員数	507	412	426	405	540	418	436	416	375	401	381	464	5,181
一人あたり	14.0	11.6	10.9	9.6	15.2	12.4	13.1	12.3	8.9	10.8	11.5	12.7	12.1

※45時間超過

【令和6年度】 ※消防署除く

(単位:人)

1ヶ月の残業時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
45～49時間	1	3	2	2	3	2	2	2	1	0	6	2	26
50～80時間	18	8	9	5	18	12	12	6	1	5	2	19	115
81～100時間	3	0	0	0	3	3	4	0	0	0	0	1	14
101～130時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
131時間～	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
合計	24	11	11	7	24	17	19	8	2	5	8	22	158

4. 管理職・監督職の女性割合

【R7.05.01】

総括主幹以上

(単位:人、%)

	補 職 名	総数	うち女性	女性割合
管 理 職	部 長	13	0	0.0
	次 長	0	0	0.0
	課 長	53	4	7.5
	参 事	0	0	0.0
監 督 職	課長補佐	41	8	19.5
	総括主幹	107	30	28.0
	計	214	42	19.6

※佐伯市事業主行動計画に基づき、消防職を除く職員の割合

5. 各役職段階の職員の女性割合

【R7.05.01】 (単位:人、%)

補 職 名	総数	うち女性	女性割合
部 長	13	0	0.0
次 長	1	0	0.0
課 長	59	4	6.8
参 事	1	0	0.0
課長補佐	45	8	17.8
総括主幹	134	30	22.4
主 幹	39	16	41.0
副主幹	244	71	29.1
主 査	16	6	37.5
主 任	134	47	35.1
主事他	142	54	38.0
計	828	236	28.5

6 育児休業取得率・平均取得期間

性別	対象人数(人)	取得人数(人)	取得率(%)	合計取得期間(日)	平均取得期間(日)
女	9	9	100.0%	4,368	485.3
男	18	7	38.9%	657	93.9

※令和6年度に新たに育児休業を取得した者について調査

男性については令和6年度に出生した子を扶養した職員について調査

7 男性の配偶者出産休暇の取得率・平均取得日数

性別	対象人数(人)	取得人数(人)	取得率(%)	合計取得期間(日)	平均取得期間(日)
男	18	7	38.9%	23.6	3.4

※令和5年度に出生した子を扶養した男性職員について調査

8. 職員の給与の男女の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.9%
全職員	65.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.2%
本庁課長補佐相当職	96.4%
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.8%
31～35年	94.7%
26～30年	94.3%
21～25年	96.1%
16～20年	92.4%
11～15年	79.6%
6～10年	78.5%
1～5年	96.7%

【説明欄】

世帯主や住居の契約者となっている男性に手当を支給している場合が多い。
○扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は87.3%
○住居手当の受給者に占める男性職員の割合は76.5%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。